

# 国内特許等出願費補助金のご案内

—国内特許等の出願を行う中小企業者に経費の一部を補助します—

国内特許出願等を行う八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村の中小企業者に対して、知的財産権の保護と新製品や新商品の開発により、戦略的に知的財産を活用し、産業の活性化を図る目的で、経費の一部を補助します。

## 1. 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- ① 八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）に本社機能を有する中小企業者、個人事業者またはそれらで構成される共同体
- ② 市町村税を滞納していないこと
- ③ 反社会勢力に関わっていないこと
- ④ 同一年度内において本補助金を受領していないこと

## 2. 補助対象事業

補助対象者が新製品または新技術に係る特許等を出願する事業であり、特許法に基づく国内の特許出願、実用新案法に基づく国内の実用新案登録出願および意匠法に基づく国内の意匠登録出願を対象とし、①～③の要件を満たすこと

- ① 八戸市内の中小企業者は、令和4年2月15日までに特許庁への出願および経費の支払が完了するもの  
八戸市外の中小企業者は、令和3年12月15日までに特許庁への出願および経費の支払が完了するもの
- ② 特許等の出願に係る外部の専門家による先行調査またはその評価を経ているもの
- ③ 特許等を活用する今後の事業計画を有するもの

## 3. 補助対象経費

- ① 出願に必要な特許庁出願料
- ② 出願に必要な弁理士経費

特許出願・実用新案登録出願・  
意匠登録出願に  
ご利用いただける補助金です。

## 4. 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）で上限額は以下のとおり

- ① 特許出願 上限1件当たり 15万円
- ② 実用新案登録出願 上限1件当たり 10万円
- ③ 意匠登録出願 上限1件当たり 5万円（出願2件まで）

## 5. 申請手続の概要

補助金申請は特許および実用新案登録の出願に際しては1出願まで、意匠登録の出願に際しては2出願までを1申請として、以下の書類をご提出ください。

### ① 提出書類

- ・ 交付申請書（当社指定の様式）
- ・ 補助対象経費の見積書等の写し
- ・ 直近2箇年の収支決算書（個人事業者の場合は、確定申告書）
- ・ 会社概要、パンフレット等
- ・ 先行技術等の調査結果が確認できるもの
- ・ 納税状況確認のための同意書
- ・ 共同出願の場合は、経費負担および権利の持分負担率について規定した覚書等の写し
- ・ その他、八戸インテリジェントプラザが必要と認める書類

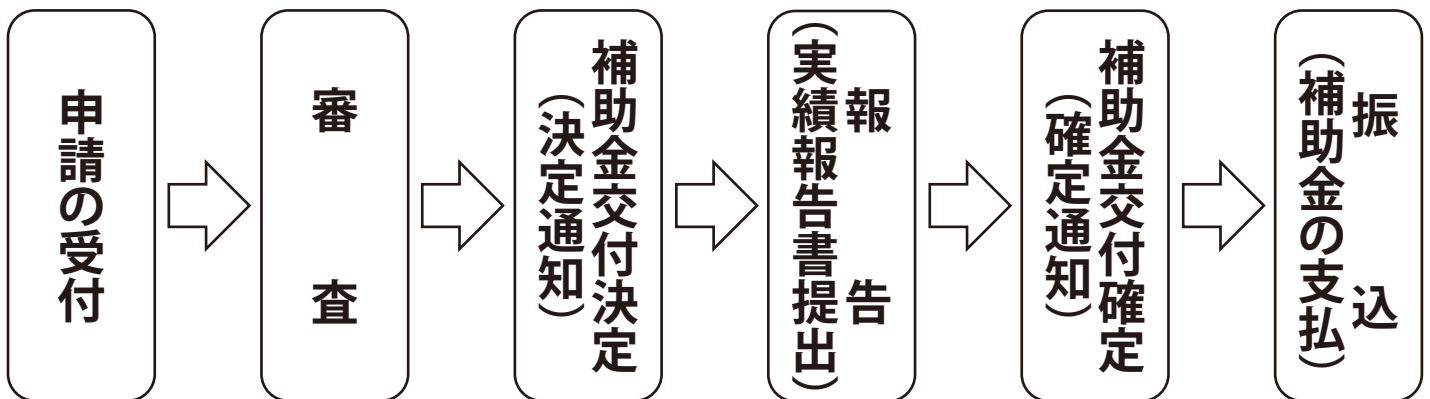
### ② 交付の決定

書面審査で交付を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。

### ③ 通知

交付または不交付の決定は、申請者あてに書面で通知します。

## 国内特許等出願費補助金の流れ



## 6. 補助金申請受付先および問合せ先

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号

株式会社八戸インテリジェントプラザ 担当：林崎

TEL 0178-21-2111 FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

### ○ 特許無料相談

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。お申し込みは、お電話で。

### ○ 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせください。